

## 三条市地域活性化起業人に関する基本協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社ジェクトワン（以下「乙」という。）は、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日（総行応第78号）制定）に基づき、乙からその社員を甲に派遣させるに当たり、次のとおり基本協定書を締結する。

（目的）

第1条 空家等の流通、活用促進、適正管理及び発生予防に係る意識啓発などの総合的な対策を推進し、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりや地域活性化に資するため、乙はその社員を甲に派遣し、甲はその社員を三条市地域活性化起業人として受け入れる。

（社員の派遣）

第2条 乙は、その社員を、乙の社員の身分を保有したまま、甲へ派遣する。

2 乙が派遣する社員（以下「派遣社員」という。）は、別途三条市地域活性化起業人制度による派遣に関する協定書に定めるものとする。

3 派遣社員は三条市内に居住するものとし、住所及び連絡先等を書面により甲に通知するものとする。

（派遣期間）

第3条 派遣社員の派遣期間は、令和4年5月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、必要があるときは、甲乙協議の上、その期間を月単位で短縮することができる。

（派遣期間中の業務）

第4条 派遣社員は、次に掲げる基本的事項の業務に従事するものとする。

- (1) 空家等の流通及び活用の促進に関すること。
- (2) 空家等の適正管理等に係る所有者等への意識啓発、相談に関すること。
- (3) 空家等の発生予防や適正管理に関すること。
- (4) 空家等対策に係る情報の共有及び発信に関すること。
- (5) その他、基本協定書の目的を実現するために必要な事項に関すること。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から派遣期間終了日までとする。

（派遣期間中の取扱い）

第6条 その他派遣期間中の取扱いについては、別途三条市地域活性化起業人制

度による派遣に関する協定書に定めるものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成して、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年4月12日

甲 三条市旭町2丁目3番1号  
三条市  
代表者 三条市長 滝 沢 亮

乙 東京都渋谷区渋谷1-7-7住友不動産青山通ビル 13F  
株式会社ジェクトワン  
代表取締役 大 河 幹 男